

令和元年（ワ）第4755号 投稿記事等削除請求事件

原告 グランティア株式会社

被告 首都圏青年ユニオン連合会

答 弁 書

令和2年1月21日

横浜地方裁判所 第7民事部合議C係 御中

〒102-0083 東京都千代田区麴町2-4-11

麴町スクエアプラザ11階

あんしんパートナーズ法律事務所（送達場所）

TEL：03-6261-7802

FAX：03-6261-7803

被告訴訟代理人弁護士 杉 本 佳 英



同（連絡先担当） 池 田 雅 彦



同（連絡先担当） 平 沼 健 太



同 伊与田 美 幸



同 松 繁 三知代



同 圓 山 貴 久



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する認否及び反論について
迫って主張する。

添 付 書 類

1 訴訟委任状

1 通